

## 鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取砂のルネッサンス実行委員会が本市の砂像文化醸成を図るために行う事業を支援し、鳥取市ならではの観光資源である「砂像」や「砂」に対する市民の興味関心を高め、それらの資源を活用した観光振興による地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取砂のルネッサンス実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

### (補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の目的の達成に資するため実行委員会が実施する活動とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) その他市長が適当ではないと認めるもの

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

### (補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から協賛金等の本補助金以外の収入金を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から50日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。  
3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。  
4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。  
(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具  
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

- 第12条 補助事業者は、本補助金の事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
--------	--

(備考) 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。